

# 緑の風 FAX版



NO. 115 2019年 4月11日 JR東労組

J R 東労組ホームページ

## 新幹線統括本部に対して 申し入れを行う！

幹本  
申1号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ

J R 東労組幹本申第1号  
2019年4月11日

東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員  
新幹線統括本部長 川合 正敏 殿

東日本旅客鉄道労働組合  
中央執行委員長 山口 浩 治

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定」等について、36協定違反の撲滅を目指し、長時間労働の是正に向け、時間外労働の削減や適正な労働時間管理を行っていくことを労使の共通認識として取り組んできました。

今年4月より、「働き方改革関連法」に基づき、労働基準法が改正・施行になりました。健全な職場環境を守る上で重要なことは、この間労使で一致してきた内容を踏まえ、法改正の内容・趣旨を理解し遵守できる体制を確立することと考えます。

1982年の東北・上越新幹線開業から37年、JR 東日本発足から32年が経過する中、「変革2027」のもと今後取り組んでいく業務遂行体制の見直しの先駆けとして、また新幹線に関しての会社発足以降の抜本的な見直しとして「新幹線統括本部」が4月1日発足しました。

しかし、職場からは、「今後の支社との仕事の仕切りや自分の担務が明確になっていない」「業務管理規程が未だに制定されていない」などの声が上がられ、組織再編に向けた準備や議論が不十分であったと言わざるを得ない状況にあります。

社会的にも労働時間管理についての問題意識が高まっている中、法改正と組織再編の変化の中で日々職務を全うすべく職場は奮闘しています。現在発生している諸課題を解消し、組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持てる職場をつくり、36協定違反と労働基準法違反の撲滅に向けて、下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

- 「新幹線統括本部」における事業所ごとの時間外労働月別平均時間及び年次有給休暇の取得日数を明らかにすること。
- 「新幹線統括本部」発足以降に発生している諸課題を解消し、これまで以上に適正な労働時間管理ができる体制と仕組みを構築すること。

- 法令を遵守するため、4月1日から改正された労働基準法の内容と趣旨、実施方法を周知徹底すること。
- 「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」に沿った上で、これまで以上に時間外労働の削減に取り組みること。
- 「電気部門の豪雪2022」の中で示されている、技術センター・メンテナンスセンターの業務量に対する標準数の考えを明らかにすること。
- 問題が発生した場合は、早期解決に向け真摯に労使議論することを前提とし、2019年5月1日以降の協定有効期間については、2019年5月1日から2020年4月30日までの1年間とする。

以上

**本日提出しました！**

1982年の東北・上越新幹線開業から37年、JR 東日本発足から32年が経過する中で、新幹線に関しての抜本的な見直しとして「新幹線統括本部」が4月1日に発足しました。

職場の仲間からは「今後の支社との仕事の仕切りや自分の担務が明確になっていない」「業務管理規程が未だに制定されていない」などの声が出され、組織再編に向けた準備や議論が不十分であったと言わざるを得ない状況です。

**「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持てる職場をつくり、36協定違反と労働基準法違反の撲滅に向けて、仲間の切実な声や職場実態をもとに精力的に交渉を行います！！**